

第1回「人権啓発のあり方（人権全般）」 令和4年4月22日（金）14：00～16：30

講師：竹内良（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

①人権と人権問題

これまでの諸組織・企業にとっては人権が、イコール人権問題という面が強調されていたように思います。そこでは、諸組織・企業を取り巻く関係者の人権を侵害しないようにすることが「人権への取り組み」の中心になり、「〇〇をしない、気を付ける」という、不作為の行動規範を学ぶことにウェイトが置かれました。また、人権への取り組みを「リスクマネジメント」と捉える面もありました。人権侵害は重大な社会悪ですから、これを惹起(じゃっき)させないよう努める人権問題への取り組みは、もちろん大切なことですが、それだけではなく、「問題」の二文字を取り除いた人権への取り組み、より発展させる積極的な人権尊重とはなにか、そして具体的な言動としてはどうすることなのか、についても考えたいと思います。

②人権啓発を創る

併せて、主として成人を対象とする人権啓発を図るうえで配慮したいことは何か、人権を自分事として考えるためにはどうすればよいか、などについて考えたいと思います。そして、全体を通じて、行政、企業、あらゆる組織が人権に取り組むということの意義について確認したいと思います。

【習得できる知識・到達目標】

主語を一人称にして、人権を考えるきっかけをつかむ。

第2回「ハラスメント（管理者向け）」 令和4年5月27日（金）14：00～16：30

講師：伊藤敏之（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

2020年の6月から、パワーハラスメントの防止措置を講じることが、事業主の義務となりました（中小事業主は、2022年4月より）。しかしながら、パワハラを含むハラスメントの件数は、依然として減る傾向がありません（令和2年度厚生労働省調査）。一方で職場の管理・監督者からは、ハラスメントを意識するあまり、「円滑なコミュニケーションが取りにくい」、「自信を持って部下指導ができなくなっている」という声も上がっています。

しかし本来、ハラスメント防止は、むしろ円滑なコミュニケーションや適切な部下指導の促進につながるものです。ただ、そのためにはハラスメントについて正しく理解し、どうすればそれを回避でき、また職場の雰囲気向上をすることができるかを理解する必要があります。

本講座ではハラスメントとは何か、ハラスメントの具体的事例、ハラスメントの発生要因・リスク・防止策、ハラスメントにならないコミュニケーションの取り方などについて取り上げます。更に、万が一ハラスメントが発生した場合の対処の仕方についても触れます。これらを通じて、ハラスメントの無い、生き活きとした組織の実現に係わる、管理者の役割について考えて行きます。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 ハラスメントについて、正しく理解できるようになる。
- 2 ハラスメントにつながらないコミュニケーションの取り方が理解できる。

第3回「性的指向・性自認」 令和4年6月24日（金）14：00～16：30

講師：野口晃嗣（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

LGBTあるいはLGBTQという言葉は知っていても、詳しくは知らない、当事者から打ち明けられたらどう接したらよいか分からないという方も多いのではないのでしょうか。LGBTQの当事者は、10人に1人位の割合と言われていますが、差別やハラスメントを恐れ、当事者であることを学校や職場、家族にも打ち明けられないケースが多く、また、打ち明けることができても、自分の思いがなかなか理解されないなど、深刻に悩んでいる方が少なくありません。周囲の無理解が原因で、不登校や退学につながったり、職場で十分な能力発揮ができず退社につながったりするのなら、本人にはもちろん、学校や職場にとっても大きな損失であり大変残念な状況と言わざるを得ません。

このため、ここ数年、LGBTQに対する理解を深め、LGBTQの人たちが学びやすい学校づくり、働きやすい職場づくり積極的に取り組んでいる学校や企業・団体も増えてきました。

本講座では、性的指向と性自認は多様なこと、LGBTQとは、当事者の抱える悩み、SOGIハラスメントとは、学校や職場での取組事例などについて皆さんと一緒に学び、LGBTQに対する理解を深め、LGBTQへの支援の意思を表明する「アライ（Ally）」を一緒にめざしたいと思います。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 性自認や性的指向は多様であることについて理解できるようになる。
- 2 性自認や性的指向に関して悩む人々の思いを理解し、アライ（Ally）をめざす。

第4回「同和問題（部落差別）」令和4年7月22日（金） 14:00～16:30

講師：和田正幸（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

同和問題（部落差別）とは、「日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題」とされていますが、このポイントは2つ。1つは日本社会の歴史の中で起きたわが国固有の差別の問題であること、もう1つは現在も様々な形で現れている問題であるということです。

従って、まず、「なぜ、日本社会にそのような差別が生まれたのか、そしてどのような人々が差別されるようになったのか」という起源の問題を中世社会に遡って歴史の中で解明していくこと、そしてそれが「どのような経緯を辿って現在に至っているのか」人々の活動の軌跡を追いながら確認していくこと、そして「現在の状況、到達点、今後の課題」といった面にも触れていきたいと思っております。

そして、この問題が照らし出す日本社会の重要な一側面を認識することにより、私たちの抱えている日本文化・日本社会のあり様といったものを振り返って考え、また、人権・差別というものを身近に考えるよすがとなればと思っています。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 同和問題（部落差別）について、歴史的経緯を含め理解できるようになる。
- 2 差別についての理解を深め、許されないものであることを認識する。
- 3 日本文化、日本社会についての理解を深める。

第5回「感染症と人権」令和4年8月19日（金） 14:00～16:30

講師：大高 俊一郎（国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長）

【講座の概要と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、「コロナ差別」という新たな人権問題が顕在化しました。しかし、日本において感染症による人権問題はこれが初めてでなく、明治から現在に至るまでハンセン病問題という人権問題が存在しています。ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる感染症で、感染力はきわめて弱く、発症することはきわめて稀です。自然治癒するケースもありますが、治療薬がなかった時代は医学的に治療することができませんでした。戦後は治療薬によってハンセン病は治る病気になりましたが、日本では平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、強制隔離が続けられたのです。ハンセン病問題とは、近代以降の国の間違ったハンセン病対策が原因で、患者、回復者およびその家族の方々の人権が侵害され、はなはだしい偏見差別にさらされた人権問題です。

本講座では、ハンセン病の医学的知識や対策の歴史、人権侵害や差別の実態等を学ぶことで、ハンセン病に関する正しい理解の促進と偏見・差別・排除の解消を目指します。また、ハンセン病に対する人権問題を振り返ることで、感染症における差別や人権侵害を改めて考え直す機会にしたいと思います。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 ハンセン病問題についての正しい知識と教訓について理解できるようになる。
- 2 ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々と社会との共生について考えられるようになる。
- 3 各々の立場や場面に応じて差別を無くすための行動を起こすことができるようになる。

第6回「多文化共生社会に向けてー外国人の人権ー」令和4年9月13日（火） 14:00～16:30

講師：山脇啓造（明治大学国際日本学部 教授）・星野ルネ（漫画家、タレント）

【講座の概要と目的】

2018年12月の出入国管理及び難民認定法の改正によって、政府は新たな「外国人材」の受入れを始めました。2019年4月には出入国在留管理庁が設立され、政府による共生社会づくりも進んでいます。そして2021年夏の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本社会における「多様性と調和」について振り返るよい機会となりました。コロナ禍によって、現在、外国人住民はやや減少していますが、コロナ収束後には増加に転じることが見込まれています。これらの状況を踏まえ、多文化共生社会のあり方について考えます。

本講座では、まず、これまでの政府や東京都をはじめとする地方自治体の多文化共生に向けた取り組みを振り返ります。そして、コロナ禍や東京2020大会を経て、現状がどうなっているか、さらに、外国人住民の視点から見た日本社会のあり方について、具体的な事例から考えます。多文化共生社会を形成する上で重要な課題を整理し、今後、地域や学校、職場においてどのような取り組みが必要となるのか、皆さんと一緒に考えたいと思います。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 政府や東京都をはじめとする地方自治体の多文化共生に向けた取り組みの現状と課題を理解することができる。
- 2 多文化共生について、外国人住民の視点から、具体的な人権課題として考えられるようになる。

第7回「インターネットと人権」令和4年10月21日（金） 14:00～16:30

講師：松井 創（弁護士）

【講座の概要と目的】

近年、SNSの普及により大きな社会問題となっているインターネット上の人権侵害の法的トラブルの内容とその解決方法について講義します。併せて、SNS上での風評被害、誹謗中傷や炎上等、自治体・企業と個人とが直面するインターネット上の法的問題の内容と、そのような相談を受けた場合にどのように対処・指導するのが適切か、それぞれ概説します。インターネット上の人権侵害の特質、救済方法を理解することで問題への取り組みを深め、受講者の皆様の相談処理アドバイスがさらに充実することの一助になることを目指します。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 インターネット上での名誉毀損の特質、法的問題、救済方法について一通り理解する。
- 2 受講者がインターネット上での名誉毀損について相談を受けた際に、的確なアドバイスができるようになる。

第8回「障害者の人権」令和4年11月18日（金） 14:00～16:30

講師：大野精次（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

優生保護法やらい予防法など1996年まで存在した法律によって、人としての権利を奪われた人々が今でも苦しい生活を強いられ、法律の違憲性が問われ、現在も裁判で争われています。こうした問題を踏まえ、2016年に施行された障害者差別解消法に至るまでの、障害者への人権・福祉に対する考え方を考察していきます。

障害者が支障なく、日常生活を送るためには様々な社会的障壁を取り除くことこそが重要です。この考え方に基づいた障害者差別解消法及び雇用関係における障害者への対応を規定した障害者雇用安定法の内容について、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を中心に解説していくとともに、具体的な社会的障壁について考えていきます。

障害者が地域社会の中で自立した生活を送るために、そして障害者の生きる権利を侵害してきた過去の過ちを2度と繰り返さないために、私たちが何をしなければならないのか、何ができるのか、私たち一人ひとりの問題として皆さんと学び、考えていきたいと思っています。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 障害者の人権について、過去の流れ、現在の状況について理解できるようになる。
- 2 障害者の人権課題の解決は、日常生活に支障なく、地域社会の中で自立した生活を送れることとして考えられる。

第9回「高齢者の人権」令和4年12月16日（金） 14:00～16:30

講師：関口修一（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

高齢者の定義や、老いをどうとらえるかは時代や社会によって異なります。しかし、全ての高齢者において、心身機能の低下は不可逆的であり、社会的立場の変化も避けがたいのです。2025年には65歳以上人口が30.0%を占めるとされている我が国において、高齢者がどのように生活するのか、生活できるのか、国のあり様を大きく左右すると言っても過言ではありません。

現代においては、高齢者を単に老いた、生産活動から離れた人々ととらえることはできません。高齢者の家族関係や経済・社会的状況、健康状態、文化的背景は多様であり、個人差も大きくあります。しかし、全ての高齢者は亡くなるまで自由であり、社会的活動に参加でき、生きがいの持てる健全で安らかな生活が保障されなければなりません。高齢者が直面する人権問題はエイジング、虐待、犯罪被害、困窮、自己決定権など多岐にわたります。また、ハンディキャップを抱えながら高齢となった障害者や外国人、LGBTQの人々の人権にも配慮が必要です。

本講座においては、我が国の高齢者の現況について俯瞰するとともに、多様な高齢者が直面する人権問題について、具体的に考察します。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 高齢者の現状と直面している人権問題の理解を深められる。
- 2 マイノリティの高齢者や終末期における問題など、今後必須となるであろう人権課題についても、理解の糸口となる。

第10回「子供の人權」 令和5年1月20日（金） 14：00～16：30

講師：小原俊治（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

これからの社会を担う子供たちが、貧困や不登校、いじめ、体罰、虐待など人権侵害の犠牲になっています。虐待についてみると、厚生労働省による児童虐待相談対応件数は年々過去最高を更新しており、痛ましい虐待死事件も後を絶たない状況です。ちなみに令和2年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は205,044件で、前年度の193,780件より11,264件（5.8%）増えています。これらは負の連鎖となって次世代に悪影響を及ぼします。こうした悪循環を断ち切るために、世界でも日本でも子供の権利擁護の取り組みが行われています。

この研修では、子供の虐待防止を中心に、世界人権宣言、子供の権利条約や児童福祉法、児童虐待防止法などのポイント、子供の人權に関する状況、虐待事例、虐待のグレーゾーン（不適切な関わり）、日本では「不適切な養育」と訳され、諸外国で一般化している「マルトリートメント」、虐待の早期発見のポイント、虐待への対応、児童福祉施設での虐待防止策などを、講義と個人ワーク等で学びます。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 子供の権利に関する宣言、条約、法律が体系的に理解できる。
- 2 子供の人權について正しい理解と認識が持てる。正しい理解が問題（課題）解決の第一歩。正しい理解から気づきと想像力が生まれ、問題解決につながる。
- 3 児童福祉法、児童虐待防止法のポイントが理解できる。
- 4 子供の虐待（不適切な関わりを含む）とは何か、具体的に理解でき、虐待を受けたと思われる子供を発見したら速やかに通告できるようになる。

第11回「貧困と人權」 令和5年2月17日（金） 14：00～16：30

講師：田村初恵（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

2019年末から始まったコロナ禍は、日本社会の格差拡大と貧困の深刻化を顕在化させました。

高度成長時代、国の完全雇用政策と社会保障政策・福祉政策、それに対応した企業の取り組みなどが相まって、人々の中では、「普通に働いていれば貧困には陥らない」、「一億総中流社会」などと言われ、貧困は「ない」ことのようにされてきました。

しかし、バブルがはじけ、特にリーマンショック（2009年）以降、グローバル化やIT化、経済のサービス化に伴い、労働者の非正規化が進み、格差の拡大、貧困化が明らかとなり、改めて、貧困が「再発見」されることになりました。わが国の貧困率は、15.4（厚生労働省2020年）とOECD諸国の中でも貧困率が高い国となっています。

貧困の中でも、とりわけ、「ワーキングプア」と呼ばれる、「働いているにもかかわらず所得が最低限度の生活水準に達しない」労働者の存在は、貧困が個人的な問題ではなく、社会構造に起因する問題であることを人々に認識させる契機となりました。

また、新型コロナウイルス感染症は、女性や子供、若者などの貧困の問題も顕在化させました。

この講座では、貧困の定義・要因・もたらす影響、女性や子供、若者など個別の問題、貧困対策、などについて、考えていきたいと思います。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 現代の貧困について、理解することができる。
- 2 貧困を学ぶとともに、マイノリティを排除しない社会について考える機会となる。

第12回「女性の人權」 令和5年3月17日（金） 14：00～16：30

講師：緑川裕子（東京都人権啓発センター人権研修講師）

【講座の概要と目的】

みなさんは「男だから」「女だから」という理由で、生き方や人生の選択を狭められていると感じたことはありませんか？

性別による差別的取り扱い、一人ひとりの能力や個性を発揮する機会など、自分らしく生きることの妨げになる要因にもなっています。働く女性の場合、育児負担が偏っていることや、長時間労働等を前提とした、女性が働きにくい就業環境などが挙げられます。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、女性の人権を踏みにじる行為等で、悩んでいる被害者は増え続けています。

性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校など、さまざまな分野において、一人の人間として互いに人権を尊重し、対等なパートナーとして、ともに責任を担う社会にしていくことが求められています。今回は人権担当の基礎として、私たちの心の中にある、無意識な「固定的性別役割分担意識*」について、具体的に一緒に考えたいと思います。女性の人権を考えることは多様性を認める第一歩につながります。みなさんとともに女性の人権について一緒に考えましょう。

* 固定的性別役割分担意識：性別によって役割を固定する考え方。

【習得できる知識・到達目標】

- 1 弱者について、理解できるようになる。
- 2 女性について、具体的な問題として理解し、人権課題として考えられるようになる。

～お申込みにあたって～

(1) 事前に年間登録していただいた区市町村、企業、東京都及びその政策連携団体等の担当者の方（主に人権啓発の推進を中心となって担っていく方）を対象とします。

(注) 団体単位での受付としておりますので、一般個人の方の申込みはできません。

(2) 各回の参加者は同じ方でなくてもかまいません。登録人数の枠内であれば、所属団体内で、どなたが参加していただいても結構です。

なお、年間を通じて同一の方が参加する場合は、団体名の他に、参加する個人の方の登録をお願いいたします。

(3) 窓口担当者の方は、申込書※に年間登録人数（原則として1人または2人）に○を付け、必要事項を記載の上、当財団事業担当まで、下記アドレスにメールにてお送りください。

※申込書は、（公財）東京都人権啓発センターのHPをご参照ください。

（公財）東京都人権啓発センター

令和4年度 区市町村と企業の人権実務担当者向け連続講座

（令和4年3月まで） https://www.tokyo-jinken.or.jp/course/municipalities_2022_01.html

（令和4年4月から） <https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/course/municipalities-2022-01.html>

※（公財）東京都人権啓発センターHPのリニューアルを予定しているため、上記URLで該当ページが表示されない等の不具合が生じる場合があります。その際は、お手数ですが、事務局までお問い合わせください。

Eメール：jitsumu_renzoku@tokyo-jinken.or.jp

【東京都人権プラザへのアクセス】

○都営三田線「芝公園駅」

A1出口から徒歩3分（エレベーターはA3出口）

○都営浅草線・都営大江戸線「大門駅」

A3出口から徒歩7分（エレベーターはA1出口）

○JR・東京モノレール「浜松町駅」

金杉橋方面から徒歩8分

（世界貿易センタービルサウスタワーを通り抜けてください。エレベーターが併設されています。）

（主催）公益財団法人東京都人権啓発センター
〒105-0014

東京都港区芝二丁目5番6号

芝256スクエアビル 2階

電話：03-6722-0085



※ お問い合わせは平日9:00～17:45の間に
お願いいたします。



